

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値を継続的に向上させていくために、透明で公正な経営を行うことを目指しております。このため、株主・投資家の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築し、維持することを重要な施策としております。

(会社の機関の内容)

当社は監査役制度採用会社の経営体制を基本とし、取締役会においては、構成員である各取締役各々の判断で意見を述べることのできる独立性を確保し、その効果を得ております。

当社の取締役会は取締役7名、うち社外取締役1名で構成しております。定例の取締役会は原則月1回開催し、必要に応じて随時臨時取締役会を開催し、重要な意思決定と業務執行の監督を行っております。

また、取締役の任期を2002年より2年から1年に変更し、取締役の経営責任をより明確にする体制としております。

監査役会は監査役4名で構成され、各監査役は監査役会の定めた監査方針の下、取締役会への出席や業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行を監査しております。なお、監査役4名のうち2名は社外監査役であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ニッピ	465,722	14.33
平和株式会社	158,000	4.86
みずほ信託銀行株式会社	137,500	4.23
中央建物株式会社	108,000	3.32
リーガル取引先持株会	94,400	2.90
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	79,600	2.45
株式会社三菱UFJ銀行	78,700	2.42
株式会社みずほ銀行	68,700	2.11
ミツワ産業株式会社	59,000	1.82
株式会社ダブルエー	50,500	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本真	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本真	○	同氏は2007年7月から2010年6月まであいおい損害保険株式会社(現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)の執行役員でありました。同社と当社は取引関係にありますが、取引額は僅少であり同氏の独立性に影響を及ぼす恐れがないものと判断しております。	損害保険業界における長年の経験と企業経営、事業活動に伴うリスク等に関する豊富な知見を有しており、当社の経営全般に独立的な立場で助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係は無く、経営陣からの著しいコントロールを受ける者でもなく、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者でもないことなどから、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

(a) 監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名により構成しております。各監査役は監査役会の決めた監査方針の下、取締役会への出席や業務執行の調査を通じ、取締役の職務執行を監査しております。また、監査役及び会計監査人は、随時意見交換を行い、連携を深めております。
(b) 内部監査室は2名の専属を擁し、常勤監査役とは毎月会合を開催し、報告を行う等連携を図っており、定期的に代表取締役様に報告しております。なお、内部監査室は社長直轄であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大倉喜彦	他の会社出身者													
立馬歳郎	その他													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大倉喜彦	○	同氏が代表取締役社長である中央建物株式会社の社外取締役に当社元代表取締役の岩崎幸次郎(2020年4月代表取締役退任、同年6月取締役退任)が就任しております。同社は当社の株主であるほか特別な利害関係はありません。	経営者としての豊かな経験と幅広い見識のもと、当社の経営全般に独立的な立場で助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外監査役として選任しております。また当社との間に特別な関係がない法人の業務執行者であること、経営陣から著しいコントロールを受ける者でもなく、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者でもないことなどから、独立役員として指定しております。

立馬歳郎	○	——	経営者としての経験と学識者としての幅広い見識のもと、当社の経営全般に独立的な立場で助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため社外監査役として選任しております。また当社との間に特別な利害関係はなく、経営陣から著しいコントロールを受ける者でもなく、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼしうる者でもないことから、独立役員として指定しております。
------	---	----	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2009年6月24日開催の第177回定時株主総会において、取締役の経営の成果責任を明確にし、公正で透明性の高い役員報酬制度にするために、役員退職慰労金制度を廃止し、役員退職慰労金相当分の一部を株式報酬型ストックオプションとしての性格を持つ新株予約権を割り当てることを決議いたしました。

< 決議された報酬等の額 >

1. 取締役報酬額 年額2億5,000万円以内(うち社外取締役2,500万円以内)
2. 取締役に対するストックオプション報酬額 年額2,000万円以内(1.の報酬額とは別枠)

本件に関する詳細につきましては、当社インターネットホームページの2009年5月15日付適時開示資料「当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の付与に関するお知らせ」(<https://www.regal.co.jp/pdf/2009-05-15-3.pdf>)をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額および社外取締役の報酬を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法】

企業業績と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして機能し、株主利益とも連動し、かつ、各事業年度の経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を2021年2月5日開催の取締役会において決議しております。

【決定方針の内容の概要】

・取締役の報酬は、毎月定時定額で支給する基本報酬、短期業績に連動する報酬としての賞与、株価によって変動する株式報酬であるストックオプションとしての新株予約権により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、ストックオプションとしての新株予約権は交付しない。

・基本報酬は、役位、職責に応じて他社水準、従業員の給与水準および中長期実績や過去の支給実績を総合的に勘案して決定する。

・業績連動報酬等は、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、毎年一定時期に支給する。
・ストックオプションとしての株式報酬は、各業務執行取締役の役位に基づき設定した基本となる額を、公正評価額で除することにより算出して、毎年一定時期に新株予約権を交付する。

・種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、職責および業績連動報酬における目標達成の難易度等を踏まえ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準、従業員の給与・賞与水準を参考に、社外取締役を含む取締役会において協議を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議内容を踏まえたうえで、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝75：20：5とする。（業績指標を100％達成の場合）。

【取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由】

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、株主総会で決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外取締役を含む取締役会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な協議を行っているため、取締役会も基本的に決定方針に沿うものであると判断しております。

【取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項】

当事業年度においては、2020年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長武川雄二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役を含む取締役会において原案を協議し、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該協議の内容を踏まえ報酬等の決定を行っております。なお、ストックオプションとしての新株予約権は、社外取締役を含む取締役会で、取締役個人別の割当株式数を決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、取締役会事務局は、定期的に開催される取締役会に上程する議案につき、資料等の準備および情報提供を行っております。

社外監査役については、常勤監査役が監査役会開催時に補足説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【現状の体制の概要】

当社は監査役制度採用会社の経営体制を基本とし、取締役会は取締役7名、うち社外取締役1名で構成しております。

取締役の任期を1年とし、取締役の経営責任をより明確にする体制としております。

監査役会は、監査役4名うち社外監査役2名で構成され、各監査役は監査役会の定めた監査方針の下、取締役会への出席や業務執行の調査を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

内部監査室は、社長直轄とし、常勤監査役との連携により内部監査を実施し、定期的に代表取締役に報告しております。

会計監査人は、監査法人公認会計士角田浩氏および小林新太郎氏であり、同監査法人により期中および期末監査が実施されております。

【監査役の機能強化に向けた取り組み状況】

取締役および使用人は、監査役に対し、当社および当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに報告しております。

監査役は、取締役会に出席するほか随時、取締役、使用人、会計監査人等と意見交換を行っております。

【社外取締役に係る事項】

社外取締役山本真氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の元常勤監査役であり、その知識・経験等を活かして当社の経営に的確な助言をいただけるものと判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、各取締役をはじめ社外取締役、常勤監査役、社外監査役が各々の判断で意見を述べる場となっております。取締役会は原則月1回開催としており、2020年度は9回開催し、業務執行に関する重要な意思決定を行いました。取締役会におきましては、社外取締役および社外監査役から意思決定または監督・監視の面において、独立した立場から有益なご指摘をいただいております。これらにより、取締役および監査役による監督・監査機能の充実が図られていると考えております。

なお、当社は複数の弁護士事務所等と顧問契約を締結し、必要に応じて重要な意思決定や日常の業務執行の助言を受けております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の日20日前に発送いたしました。
その他	当社ホームページおよび東京証券取引所のホームページに招集通知を掲載しております。 また、招集通知の発送前開示を行いました。(2021年6月1日公表)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	報告書(決算説明資料)、コーポレート・ガバナンス報告書、定款、株式取扱規則等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR対応部署として総務部広報課を設置し、アナリスト、機関投資家による取材に積極的に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお得意先様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、取締役ならびに従業員が法令・定款を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理態勢の強化に取り組むなど内部統制システムの充実に努めてまいります。

2. 業務の適正を確保するための体制等の整備

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 社長をコンプライアンス最高責任者、管理本部担当取締役をコンプライアンス統括責任者とし、当社および当社グループ(以下「当社グループ」という。)の全役職員が法令・定款はもとより、当社の経営理念・目標、各種内部ルール、社会規範に則し適正な職務を執行し得る態勢を整備する。

2) コンプライアンス統括責任者は、コンプライアンスマニュアルの作成等、コンプライアンス推進のためのルール・体制の整備を行うとともに、内部監査室長にその取組状況を監査させる等、コンプライアンスの徹底を図る。また、総務部をコンプライアンス推進部門として当社グループの役職員に対する啓蒙・教育に当たらせる。

3) コンプライアンス統括責任者は、内部通報窓口を設置する等、当社グループの役職員のコンプライアンス違反情報を速やかに収集する体制を確保する。違反情報については、内部監査室・関係部門と連携して事実を調査し、再発防止策を決定するとともに、重大な違反については、取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会は文書管理規程を定め、総務部長を管理責任者として、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し保存、管理する。取締役、監査役はいつでもこれら文書または電磁的媒体を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社グループを取り巻くリスクを自然災害、事故、内・外的要因や社会的要因に層別して認識し、経営企画室が当社グループのリスクの監視・対応を行う。

2) 当社グループの取締役は各部門長と協同して、担当業務に付随する個別リスクの監視・対応を行うものとし、適宜その状況や対応を取締役に報告・協議する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社の取締役会は、当社グループの取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行えるよう、職務分掌、職務権限、決裁基準はじめ各種ルールやITインフラ等の整備を促進する。

2) 当社の取締役会は毎期経営計画を策定し、事業部門またはグループ会社毎に業績目標を設定するとともに、これを所管する各取締役は、計画・目標を具体化するために担当部門の事業計画を策定し、実施すべき施策、予算、組織体制や要員を決定する。

3) 当社の取締役は、原則毎月経営計画の進捗状況をレビューし、取締役会に報告する。取締役会では進捗状況を評価し、今後の推進に向けた対応を担当部門またはグループ会社に指示する等、職務の効率的遂行を図る。

(5) 当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) 販売子会社は営業統括本部長を、生産子会社は調達本部長をそれぞれ責任者として、法令遵守体制・リスク管理体制を構築するほか、コンプライアンス統括責任者は当社グループ全体のコンプライアンスの取組みを統括し、徹底を図る。

2) 当社の子会社の取締役等は、その職務の執行状況について定期的に当社に対して報告を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、必要に応じその職務を補助すべき使用人に対し、監査に必要な事項を命令することができる。

(7) 上記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から命令を受けたその職務を補助すべき使用人は、当該職務の執行に関して取締役等の指示命令を受けない。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 当社グループの取締役および使用人等は、当社グループの経営に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに監査役に報告する。

2) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 監査役は、取締役会に出席するほか随時取締役・会計監査人と意見交換する。

2) 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、監査の実効性を担保すべく適切に対応する。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求には毅然とした姿勢で対応する。

2) 反社会的勢力から不当要求を受けた場合の社内対応部署を総務部とするほか、各部門長を責任者として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し組織的に対応する。

以上

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させ、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、「当社株式の大量買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社の株主の在り方は、市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社の支配権の移転を伴う買収行為が成された場合に、これに応じるか否かの判断も最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付行為や買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないもの、買付条件等が対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適当であるもの、対象会社の企業価値の維持・増大に必要不可欠なステークホルダーとの関係を破壊する意図のあるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付等を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

(2) 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）

当社は、当社株式に対して大量買付行為が行われた場合に、株主の皆さまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大量買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルールを設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大量買付行為がなされた場合の対応方針を含めた「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入しております。本プランの有効期限は、2021年6月に開催される当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとなっております。

なお、本プランの詳細につきましては、当社インターネットホームページ（https://www.regal.co.jp/cms/pdf/2018-05-11-3_1.pdf）をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制は、金融商品取引法および証券取引所が定める適時開示規則により要請される重要情報、ならびに投資判断に重要な影響を与えると思われる情報について適時・適切に情報開示することを基本としております。

(1) 決定事実、決算に関する情報等について

情報取扱責任者（管理本部担当取締役）が一元的に情報を収集し、取締役会の承認または報告をもって速やかに情報取扱担当（総務部）により、当該情報を適時・適切に開示しております。

(2) 発生事実に関する情報について

事由発生の都度、当社および当社グループの部門責任者から総務部長が一元的に情報を収集し、代表取締役および情報取扱責任者に報告したのち対応を協議したうえで、開示が必要な場合は、情報取扱担当により速やかに情報開示いたします。

また、ステークホルダーが当社に関する重要な情報を公平かつ容易に取得する機会を確保できるよう、当社ホームページ「IR情報」にも速やかに公表資料を掲載しております。

以上

